

豊田市成年後見制度における市長の審判請求手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、豊田市長（以下「市長」という。）が、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度における審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めることを目的とする。

(市長の審判請求)

第2条 この要綱により市長が行う審判請求は、市内に住民登録を有する者又は法令等により豊田市が援護の実施者である者の内、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき市長が行う認知症高齢者に関する審判請求
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条の規定に基づき市長が行う知的障害者に関する審判請求
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2の規定に基づき市長が行う精神障害者に関する審判請求

(審判請求の要件判定)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象となる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「本人」という。）の次に掲げる事項について総合的に考察して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
 - (2) 生活状況及び健康状況
 - (3) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無
 - (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の効果の状況
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、本人の4親等内の親族であって審判請求を行う者の存在が明らかである場合は、この審判請求を行わないものとする。

(審判請求に要する費用の負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により各自が負担するとされる審判請求に要する費用を負担するものとする。

- 2 市長は、審判請求に係る審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任されたときは、前項の規定により市が負担した次の各号の費用について、後見人等を通じ、本人に対して当該費用を求償するものとする。ただし、本人が豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条に定める助成の対象者である場合は、この限りではない。

- (1) 申立手数料
- (2) 後見登記手数料

- (3) 送達・送付費用
- (4) 鑑定費用
- (5) その他家庭裁判所が定める費用

(請求の手續)

第5条 審判請求に係る申立書類の様式、予納すべき費用の額並びにその他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。